

令和5年度第2回一関市社会教育委員会議

日 時 令和5年11月9日(木)
午後2時～午後3時30分
場 所 一関市役所花泉支所東大会議室

— 次 第 —

市民憲章唱和

市民歌斉唱

1 開 会

2 教育長挨拶

3 説 明

- (1) 社会教育の必要課題に対する共通取組について 資料No.1
・令和5年度の取組状況報告及び令和6年度共通取組(案)について

- (2) 教育委員会における生成AI活用の方向性について 資料No.2

- (3) 地域部活動の状況について 資料No.3

4 その他

- ・スタンプラリーMAPについて

5 閉 会

一関市社会教育委員名簿

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

(敬称略)

No.	氏名	ふりがな	地域	選出区分	備考
1	鈴木 五郎	すずき ごろう			
2	岩本 和美	いわもと かずみ			
3	及川 正幸	おいかわ まさゆき			
4	栃内 宏之	とちない ひろゆき			
5	菅原 幸喜	すがわら さいき			
6	館澤 敏子	たてざわ としこ			
7	佐々木 信明	ささき のぶあき			
8	藤森 泰子	ふじもり たいこ			
9	鈴木 百合子	すずき ゆりこ			
10	佐藤 定悦	さとう ていえつ			
11	金野 陸夫	こんの りくお			
12	小野寺 美枝子	おのでら みえこ			
13	菊地 昌斉	きくち まさよし			
14	河野 麻希子	こうの あきこ			
15	千葉 喜代一	ちば きよいち			
16	村上 とも子	むらかみ ともこ			
17	吉田 美和子	よしだ みわこ			
18	金森 勝利	かなもり かつとし			
19	小山 亜希子	おやま あきこ			
20	白石 理恵	しらいし りえ			

職員

No.	氏名	ふりがな	所属等
1	時枝 直樹	ときえだ なおき	教育長
2	小野寺 愛人	おのでら ちかと	まちづくり推進部長
3	藤倉 忠光	ふじくら ただみつ	一関図書館長
4	佐々木 修路	ささき しゅうじ	一関市博物館次長
5	八木 浩司	やぎ ひろし	教育部次長兼学校教育課長
6	南浦 元	みなみうら はじめ	学校教育課主幹
7	氏家 克典	うじいえ かつのり	文化財課長
8	平石 剛	ひらいし つよし	教育総務課主幹兼社会教育主事 (スポーツ振興課長)
9	伊藤 信子	いとう のぶこ	いきがづくり課長
10	佐藤 康隆	さとう やすたか	いきがづくり課市民センター係長
11	森本 瞳	もりもと ひとみ	いきがづくり課主任主事
12	高橋 美穂子	たかはし みほこ	いきがづくり課主任

社会教育委員関係法令

○社会教育法（関係部分抜粋）（昭和24年法律第207号）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○一関市社会教育委員条例（平成17年9月20日条例第74号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

（定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

○一関市社会教育委員会会議運営規則（平成17年9月20日教育委員会規則第22号）

（趣旨）

第1条 この規則は、一関市社会教育委員条例（平成17年一関市条例第74号）第3条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定例会及び臨時会）

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年3回これを招集する。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

（会議の招集）

第3条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第4条 招集は、開会の日前7日までにこれを通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第5条 会議招集の通知後に、緊急実施を要する事項があるときは、第3条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

（議長及び副議長）

第6条 委員の会議には、互選により議長及び副議長1人を置くものとする。

2 議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（定足数）

第7条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお、半数に達しないときは、この限りでない。

（会議）

第8条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第9条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第10条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第11条 委員は、その職務を行うため必要に応じて小委員会を置くことができる。

第12条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

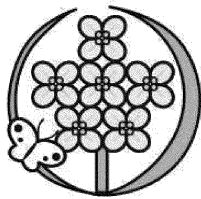
一関市民憲章

わたくしたちは ゆたかな自然と悠久の歴史に育まれた いわいの里に誇りをもち
心あわせて活力ある一関をつくるため この憲章を定めます

- 一 教養を高め 誇れる文化を育てます
- 一 健康で働き 豊かな郷土を築きます
- 一 自然を愛し 美しい環境を守ります
- 一 思いやりと協力で 安全な暮らしをつくります
- 一 地域が結び合い 輝く一関を目指します

(平成18年9月1日制定)

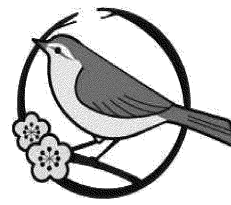
一関市の花木鳥



市の花
なのはな



市の木
ぶな



市の鳥
うぐいす

(平成18年8月1日制定)

一関市民歌

- | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|
| 1 | 緑ゆたかに 爽やかに
室根 栗駒 そびえ立つ
空の青さに いだかれて
さえざる小鳥 遊ぶ子ら
自然と共に生きるまち
いのち輝く いちのせき
自然と共に生きるまち
いのちのせき | 2 | 巡る季節を 映し出す
巖美 狛鼻の 清流に
歌声高く こだまして
大きな夢を ふくらます
心の糸を 紡ぐまち
笑顔輝く いちのせき
心の糸を 紡ぐまち
いのちのせき | 3 | 風と光を 友として
北上川は 流れゆく
遙かなときを 偲びつつ
明日をつくる 若い星
希望の鐘が 響くまち
未来輝く いちのせき
希望の鐘が 響くまち
いのちのせき |
|---|--|---|---|---|---|

(平成19年1月29日制定)

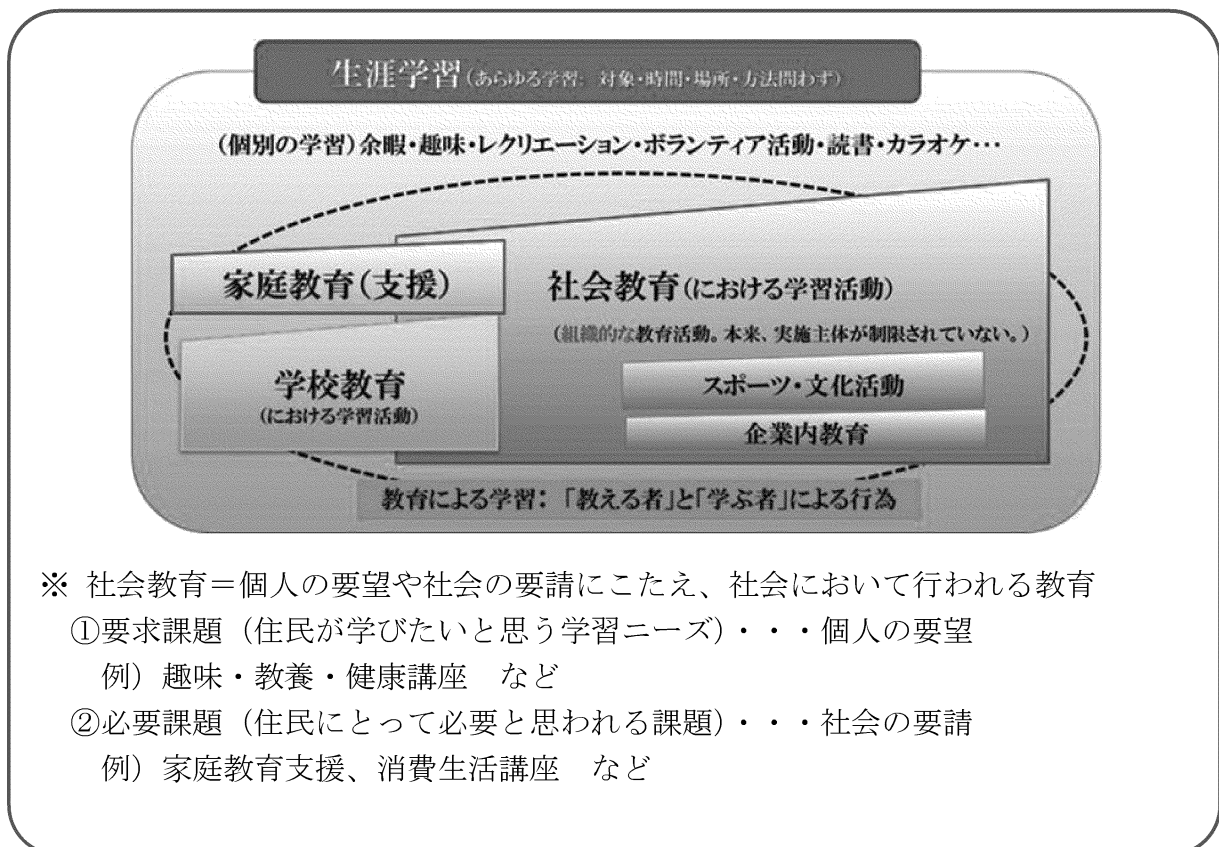
社会教育の必要課題に対する共通取組について

令和4年度から、各市民センターで実施している事業（少年教育・青年教育・成人教育・高齢者教育・地域づくり事業など）に、社会変化に対応した現代的課題「住民にとって必要と思われる課題＝必要課題」を市全体で共通して取り組むテーマとして年度毎に設定し、全市民センターで事業を行う取組みを行っています。

※現代的課題とは

……社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要がある課題のこと。

平成4年の国の生涯学習審議会答申「今後の社会教育の動向に対応した生涯学習の振興方策について」で提示された用語。具体的には、生命、健康、豊かな人間性、家庭・家族、消費者問題、地域の連帯、まちづくり、交通問題、高齢化社会、男女共同参画社会、科学技術、情報の活用、知的所有権、国際理解、国際貢献・開発援助、人口・食糧、環境、資源・エネルギー等がある。（平成4年当時）



1. これまでの取組み

(1) 令和4年度、5年度のテーマ

令和4年度のテーマ「家庭における児童生徒のインターネット利用のルールづくり」

令和5年度のテーマ「家庭における児童生徒のインターネットとの上手な付き合い方」

(2) 市民センター事業としての取組み

- ① 家庭教育事業など、PTA、学校、教育振興運動と連携して取り組み、子どもやその親世代に、情報メディアのトラブル事例や危険性、安全な使い方について理解を深めた。
- ② 市民センター広報やチラシを使って、家庭での利用のルール（居間8・居間9ルール）等について、地域住民に周知した。
- ③ スマホ教室やプログラミング講座を開催し、ICTの活用を学ぶとともに、安全なインターネットの利用についても情報共有した。

(3) 実施された事業例

- ① 家庭教育事業など（PTA、学校、教育振興運動との連携）

対象者：子ども、親世代

市民センター	事業名	内容	備考
山目中里	教育振興運動 山目・中里実践区	講演会	県の出前講座
萩荘	学校へ行こう	地域住民による学校参観（インターネットを利用した授業）	萩荘小学校
舞川	幼小中連携事業	チラシ『家庭でのインターネットのルールづくり～舞川地区の取り組み』を配布	舞川幼稚園、舞川小学校、舞川中学校
花泉	花泉小学校情報処理セミナー	インターネットの上手な付き合い方	
金沢	家庭教育学級（教育振興運動、学校の授業参観）	スマホ安全教室(DVD上映)	
大原	家庭教育学級（教育振興運動、PTA）	講話：情報メディアとの上手な付き合い方	ICT指導員 大原小学校、大原中学校
興田	カードゲーム創作	居間8ルールなどをテーマにカードゲームを創作	
猿沢	家庭教育学級	啓発チラシ配布	
曾慶	家庭教育学級(曾慶保育園)	保護者対象にスマホ教室	

市民センター	事業名	内容	備考
東山 田河津 松川	子ども会指導者研修会	講話：情報メディアとの上手な付き合い方、家庭での My ルールづくり	県立生涯学習推進センター
室根	教育振興運動	講演会：スマートフォン・携帯電話の安全教室	室根中学校
川崎	家庭教育講座	講演会：情報メディアとの上手な付き合い方	川崎中学校生徒、PTA 対象

② 地域住民へのインターネットの現状について啓発

市民センター	事業名	内容	備考
磐清水	文化祭	e スポーツ体験コーナーにて啓発	
川崎	あすの川崎を築く住民活動推進会議	講演会：インターネット利用で注意したいこと～家庭でのルールづくりも～	I C T 指導員
各市民センター	市民センター広報	取組の紹介記事掲載 啓発チラシ掲載	

③ スマホ教室など I C T に関する講座での啓発

市民センター	事業名	内容	備考
山目	キッズプログラミング講座	講座内で、インターネット利用について指導	
各市民センター	スマホ教室	講座内で、保護者フィルタリング機能の活用など安全な使い方の呼びかけ	

④ その他

市民センター	事業名	内容	備考
川崎	ノーメディア day を一緒にすごそっ	ダブルダッチ体験	県立大学ダブルダッチサークル

2. これからの取組み

(1) 令和6年度のテーマ

男女共同参画 「誰もが 個性を尊重し 能力を認め合う 多様性への理解の促進」

(2) 選定理由

- ① 家族形態や社会環境が変化する中で、地域力を高めていくためには、女性も男性もその能力を十分に発揮できる地域社会の形成が重要
- ② 個性や多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる地域社会の実現には、職場・家庭・地域で理解を深めていくことが不可欠

⇒地域で安全安心に生活できるように、互いを認め合い支え合うための様々な取り組みが必要であり、誰もが活躍できる地域社会を実現するため、地域住民への積極的な働きかけが必要として選定

【背景】

第4次いちのせき男女共同参画推進プラン（令和3年度から令和7年度）

基本理念：誰もが 互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり

基本目標：①男女共同参画の視点に立った意識改革の促進

②個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築

③安心して生活できる環境づくり

具体的施策の主な指標（一部抜粋）

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の詳細	R3年度	R4年度	実績値の詳細	今後の推進方針
社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思ふ人の割合	%	21.2	50.0	平等だと思ふ人を過半数にすることを旨す	13.5	16.5	市民意識調査の結果による	社会通念、慣習、しきたりで平等と感ぜられない具体的な事例を調査し、改善策の検討を行う。
LGBT、性的マイノリティについて聞いたことがあり、意味も知っている人の割合	%	61.3	87.0	現状値に対して概ね25%増を旨す	63.7	68.7	市民意識調査の結果による	ホームページや各種講座、研修の開催を通じて周知を図る
職場で男女が平等だと思ふ人の割合	%	35.4	50.0	平等だと思ふ人を過半数にすることを旨す	24.2	24.9	市民意識調査の結果による	職場において、不平等と感ぜる具体的な事例を調査し、改善策を検討する。
家事・育児等の役割を夫婦、家族で協力する割合	%	40.5	65.0	現状値に対して概ね25%増を旨す	37.1	30.6	市民意識調査の結果による	関係各課との連携により啓発を行う。
DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	%	79.3	90.0	県の配偶者暴力防止対策推進計画に合わせ90%を旨す	93.2	89.9	市民意識調査の結果による	関係各課との連携により啓発を行う。

(3) 市民センター事業としての取組み方

全市民センターで、課題について理解促進のための啓発や講座・研修を実施する。

① 講師として想定される機関・団体

- ・岩手県男女共同参画センター
- ・一関市男女共同参画を推進する会

② 講座のテーマ例

- ・男女共同参画の意識啓発
- ・多様な性・LGBT（性的少数者）についての理解促進
- ・パートナーシップ宣誓制度
- ・仕事と生活の調和（ワークライフバランス）
- ・男性の家事・育児参画
- ・防災における男女共同参画
- ・人権（DVやメディアにおけるいじめなど）

国のガイドラインについて

初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン
(令和5年7月4日)

- 一定の考え方を国として示したもの。
- 現時点での活用の適否を判断する際の「参考資料」である。
- 一律に禁止や義務付けを行う性質のものではない。
- 今後、機動的に改訂を行う。

(3) 著作権保護の観点

各学校において、著作物の利用に関する正しい理解に基づいた対応が必要

1. 基本的考え方

- 著作権は、「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するもの。単なるデータ（事実）やアイデア（作風・画風など）は含まれない。
- 他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権など）の対象となる利用（複製やアップロード）を行う場合には、原則として**著作権者の許諾が必要**となる。
- ただし、**私的利用**や、**学校の授業における複製等**においては、**著作権者の許諾なく利用可能な場合がある**。
※例えば、家庭で長期休業中の課題に取り組み際に、個人的に他人の著作物を複製する場合は、著作権法では「私的利用」に該当する

2. 学校における生成AI利用の留意点

- 学校においても、AIを利用して生成した文章等を利用する場合には、**既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意**が必要がある。すなわち、生成物に他人の著作物との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び**依拠性**（既存の著作物をもとに創作したこと）がある場合は**著作権侵害**となり得る。
- 一方、**学校の授業**では、著作権法第35条により許諾なく著作物の複製や公衆送信ができるため、教師や児童生徒がAIを利用して生成したものが、**既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能**である。（参照：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakukeru/seidokaisetsu/>）
- 他方、広く一般向けのHPに掲載することや、**外部のコンテストに作品として提出**するなど、**授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権者の許諾を要する**。

※生成AIによる生成物の利用については、サービス提供事業者の利用規約等により条件が付されている場合があるため留意すること。

生成AIの概要

- 対話型生成AIは、あたかも人間と自然に会話しているかのような応答が可能であり、民間企業では多岐に広がりつつある。
- 「深層学習」により構築した大規模言語モデルに基づき、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するもの。
- 時には事実と異なる内容などが出力されることもある。
- 指示文への習熟が必要であり、回答には誤りを含むことがあることを認識し、「最後は自分で判断するという基本姿勢」が必要である。
- 対象分野に係る一定の知識や自分なりの問題意識とともに、真偽を判断する能力が必要。
- 生成の過程における「透明性に関する概念」への信頼や回答に不当なバイアスがかかるなどの危険性がある。

【参考1】各学校で生成AIを利用する際のチェックリスト

- 生成AIツールの**利用規約を遵守**しているか（**年齢制限・保護者同意**を遵守しているか）
 - ChatGPT（OpenAI社）は13歳以上、18歳未満の場合は保護者同意が必要
 - Bing Chat（Microsoft社）は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要
 - Bard（Google社）は18歳以上であることが必要
- 事前に、**生成AIの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方**等に関する学習を実施しているか
- 教育活動の目的を達成する上で効果的か否か**で利用の適否を判断しているか
- 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報**を入力しないよう、十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害**につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか
- 生成AIに全てを委ねるのではなく**最後は自己の判断や考えが必要**であることについて、十分な指導を行っているか
- AIを利用した成果物については、**AIを利用した旨やAIからの引用をしている旨**を明示するよう、十分な指導を行っているか
- 読書感想文などを長期休業中の課題**として課す場合には、**AIによる生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為**であること、**自分のためにならないこと**などを十分に指導しているか。**保護者に対しても、生成AIの不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか**
- 保護者の**経済的負担に十分に配慮**して生成AIツールを選択しているか

【参考2】主な対話型生成AIの概要

	ChatGPT	Bing Chat	Bard
提供主体	OpenAI	Microsoft	Google
利用規約上の年齢制限	13歳以上 18歳未満の場合は保護者同意	成年であること 未成年の場合は保護者同意	18歳以上
利用料	GPT3.5の場合は無料 GPT4の場合は20米ドル/月	無料	無料
プロンプトの機械学習の有無	有 ※機械学習をさせないようにする設定が可能	デフォルトで機械学習をさせない設定	有 ※機械学習をさせないようにする設定が可能
準拠法	米国カリフォルニア法	日本法	米国カリフォルニア法
管轄裁判所	米国カリフォルニア州 サンフランシスコ郡内の裁判所	日本	米国カリフォルニア州 サンタクララ郡内の裁判所

【ChatGPTに機械学習をさせないようにする設定方法】

①登録後、左上の赤枠内3本線を選択
②赤枠内「Settings」を選択
③赤枠内「Chat History & Training」をオフにする

※文部科学省調べ(6/30現在)

【参考3】今後の国の取組の方向性

今後、生成AIを適切に活用する能力の有無で格差が生じることが想定されることにも留意しつつ、関係機関・企業とも連携し、教育現場での適切な活用やルール化に関する知見を早急に蓄積し、学校教育の在り方の改善に活かしていく。

1. 知見の蓄積

- パイロット的な取組を推進し、成果・課題を検証
- 校務での生成AI活用に関する事例共有イベントの開催
- 様々なルールづくりの進展、科学的知見の蓄積、サービス内容や利用規約の変更、学校現場の優れた取組事例、幅広い関係者からのフィードバックなどを踏まえたガイドラインの機動的改訂

2. 教員研修の支援

- いわゆるファクトチェックなどの指導に関する授業動画教材の作成(関係団体とも連携)
- NHK for Schoolとの連携(生成AIを学ぶ授業動画への作成協力・学習指導要領の観点からの監修)

3. 開発企業への働きかけ

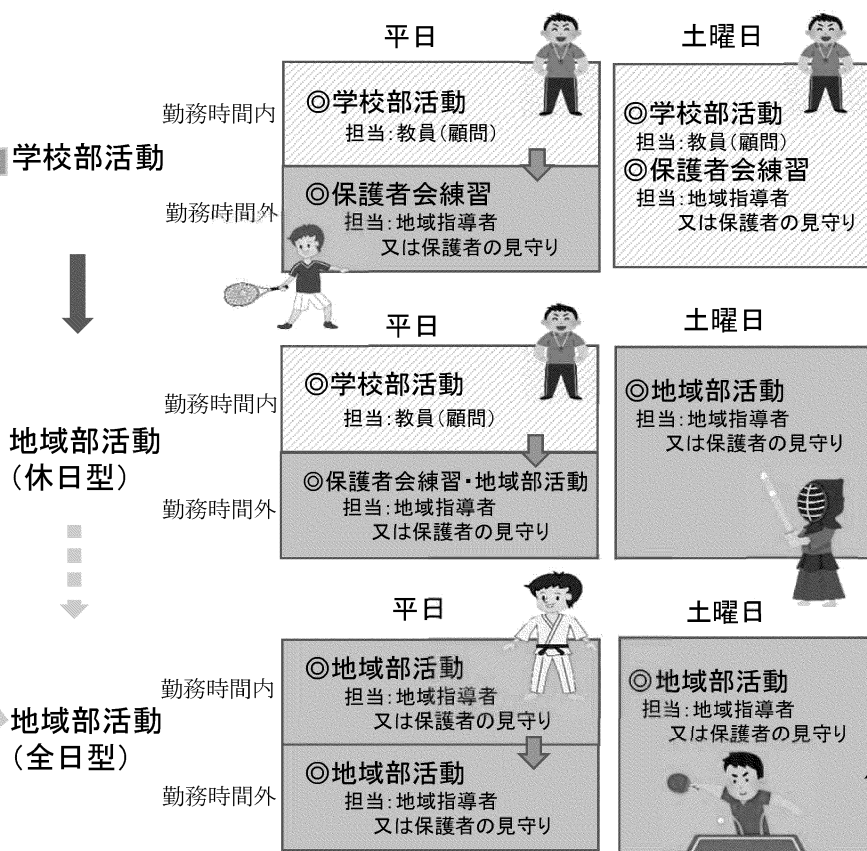
- 我が国の教育利用の観点からの製品の開発・改善を要請(例:フィルタリング機能の強化、個人情報保護機能の実装、教育用生成AIの開発、利用規約に関する考え方の整理等)
- 教育現場向け・保護者向け啓発資料や教員研修への協力を要請

4. 今後の教育の在り方の検討

- 生成AIの普及を踏まえ、これからの時代に必要となる資質能力をどう考えるか、そのために教育の在り方をどのように見直すべきか等については、今後、中央教育審議会等で更に検討を行う

一関市立中学校 地域部活動の概要

一関市教育委員会



教員の関わり : 全日

- ①顧問: あり
- ②保険等: 学校部活動の保険は学校のスポーツ振興センター保険
- ③休養日: 平日1日と土日のどちらか1日を休養日とする。

教員の関わり : 基本的に平日のみ

- ①顧問: あり (土曜日は地域指導者の指導又は保護者の見守り)
ア 顧問は土曜日の通常練習には、基本的に出ない。
* 出る場合には地域の個人として参加 (特殊業務手当は支給されない)
イ 特例として顧問が出るのは、
 - 練習試合等対外対応が必要な場合
 - 学校名での大会参加の場合
 - その他校長が必要と認める場合
 * これらの場合、その日は地域部活動(休日型)が学校部活動に切り替わり、特殊業務手当の対象となる。
* 校長はこの特例を次第に適用しない方向で努力する。
- ②保険等: 指導者への謝金や保険加入費用、地域部活動運営経費(費用)等は保護者負担と補助金活用。
- ③休養日: 原則、平日1日及び土日のどちらか1日を休養日とする。

教員の関わり : なし

- ①顧問: なし (土曜日でも地域指導者や保護者の見守りによる指導)
- ②保険等: 指導者への謝金や保険加入費用、地域部活動運営経費(費用)等は保護者負担と補助金活用。
- ③休養日: 週2日を休養日とする。

登録制度 地域部活動は、一関市の部活動の在り方に関する方針を踏まえた団体が登録を申請し、一関市教育委員会が認めた団体である。(地域部活動とスポ少との違い)

部活動指導員 現在10名の歳出予算を組み7名配置。当面配置人数は据え置き、将来的には、この財源を補助金に充当していく考え。

移行期間 学校部活動から地域部活動(休日型)、あるいは地域部活動(全日型)への移行は、令和5年度～令和7年度に進め、令和8年度には、休日の学校部活動は、原則、地域部活動に切り替えることを目標として取り組むが、地域移行が難しい学校部活動は、令和8年度以降もある程度存在することとなる。

地域部活動運営費補助 現在補助金を予算要求中。
 ・全日型 100,000円/年(運用としては、基本額50,000+5,000×人数)
 ・休日型 50,000円/年(運用としては、基本額20,000+3,000×人数)等が考えられる。
 併せて、「地域部活動運営補助金交付要綱」を策定中。

生徒の放課後の活動所属について

市立中学校生徒数 2539 人 (R5. 4. 5 現在)

	所属生徒数 (重複可)	生徒割合	左記のうち内訳 (内数)		
			運動関係	文化関係	
学校部活動	2245人	88.3%	1679人	566人	
地域部活動	全日型	18人	0.7%	18人	0人
	休日型	261人	10.2%	230人	31人
民間クラブチーム スポーツ少年団 (いわゆるスポ少B)	249人	9.8%	249人	0人	
所属なし	178人	7.0%			

※ピアノや書道などの習い事は含めない

※スポ少 B とは育成会活動等ではなく、民間のスポーツ少年団活動のことをいう

※重複の可能性があるのは

学校部活動と地域部活動休日型

学校部活動とスポ少 B

地域部活動全日型とスポ少 B

地域部活動全日型と所属なし

地域部活動
○全日型 (3 団体) 千厩中学校 柔道部 東山中学校 卓球部 バスケットボール
○休日型 (15 団体) 磐井中学校 卓球男子 卓球女子 柔道男女 桜町中学校 卓球男女 吹奏楽 厳美中学校 野球 バレーボール ソフトテニス 卓球男女 舞川中学校 バドミントン 花泉中学校 ソフトボール バレーボール 東山中学校 サッカー バドミントン 藤沢中学校 ソフトテニス男女

生徒が参加している民間クラブチーム、スポーツ少年団

- サッカー
ブリジャール平泉・一関 江刺 FC 奥州 UFC
奥州 UFC プリンセス
- バレーボール
一関ドリームス
- 卓球
松卓会 萩荘クラブ
- バスケットボール
フェルヴォーレ BEECORPS FERVORE FNG Bbase
BC 東山 リバーサイドボーラーズ Jr
- 野球
金ケ崎リトルシニア 一関両磐リトルシニア
宮城仙北ボーイズ
栗原ボーイズ
- テニス
一関ジュニアテニスアカデミー
- バドミントン
TBD スポーツ少年団
川崎バドミントンスポーツ少年団
- 剣道
南風館 藤沢剣道スポーツ少年団
- 柔道
若柳柔道スポ少
- ソフトボール
ダイヤモンドドリームス
- 市内常設部以外の種目
リバイバル (ダンス)
スポーツクライミング (クライミング)
一関一輪車クラブ (一輪車)
スポーツアカデミー (水泳)
日本空手協会 (空手)
藤沢マーチングバンド (マーチング)

令和5年度一関地方中体連主催大会の参加チーム状

種目	中総体参加団体チーム数 かっこ内はうち合同チーム ○数はうち地域スポーツ団体	新人戦参加団体チーム数 かっこ内はうち合同チーム
バスケットボール男子	10	9 (1)
バスケットボール女子	7 (1)	3 (2)
バレーボール男子	5	3 (2)
バレーボール女子	11①	9 (3)
ソフトテニス男子	10	10
ソフトテニス女子	13	10
卓球男子	11	12
卓球女子	11	9
バドミントン男子	6	6
バドミントン女子	10	8
体操男子	1	1
体操女子	2	2
剣道男子	7	5
剣道女子	3	2
軟式野球	13 (2)	10 (3)
ソフトボール	4 (3)	3 (3)
サッカー	11 (2) ①	9 (2)
柔道男子	2	1
柔道女子	1	1

部活動の地域移行について

～R3頃



* スポ少Bは学校とは全く別のスポ少を指す
* スポ少B、民間スポーツクラブの生徒は多くが部活動を兼ねていた状況

R5現在

所属なし 6%	学校部活動		地域部活動		スポ少(B) 民間スポーツクラブ等 8%
	(文化部) 19%	(運動部) 57%	休日型 9%	全日型 0.6%	
	76%		10%		

今後の方向性

所属なし	学校部活動		地域部活動		スポ少(B) 民間スポーツクラブ等 競技協会等
	(文化部)	(運動部)	休日型	全日型	

今後の方向性
1 今後、生徒の活動が、学校部活動から地域での活動に移行していく大きな流れです。

- ① **学校部活動**から**地域部活動**へ、地域部活動休日型から全日型へ、あるいは
- ② **学校部活動**から**スポ少B**や**民間スポーツクラブ等**、**競技協会等**へも、状況に応じながら、移行が望まれます。
- 2①については、学校で、育成会やコーチ等と相談・検討して、移行を図ります。
2②については、**学校部活動**、**地域部活動**と、**スポ少B**や**民間スポーツクラブ等**、**競技協会等**とが、可能性がある所から個別相互に、相談・調整する必要があります。
- 4 同時並行で、生徒個々によって自然と、移行が図られる面もあります。

少子化・人口減少の加速化

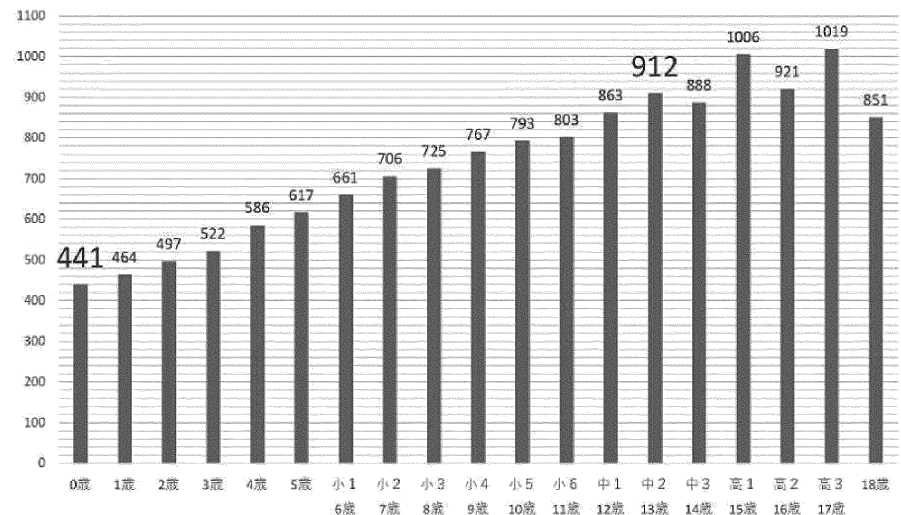
- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数/学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。**

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報(2017年5月)により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」の「1. 出生中位(死亡中位)推計」を基に算出。

年齢別人口(一関市) R5.9.30現在



10月27日から11月9日は読書週間

図書館で読書の秋を楽しもう

秋のとしょかんスタンプラリー

【開催期間】令和5年10月27日(金)~11月30日(木)

【参加方法】期間中、市内の図書館で1点以上借りるか、市内の文化施設を訪れるとスタンプを1個押すことができます。一関市内を巡り、スタンプを集めましょう。スタンプ3個、6個、コンプリートした方にオリジナルしおりをプレゼント!

※おなじスタンプを2個以上ついた場合はカウントしません。



図書館おすすめイベント&企画展

一関図書館

〒021-0884
岩手県一関市大手町2-46
TEL: 0191-21-2147

企画展

おいしい秋あつめました
食欲の秋と読書の秋を
同時に楽しめる本を展示
11/29(水)まで開催中

千厩図書館

〒029-0803
岩手県一関市千厩町千厩字北方171-7
TEL: 0191-51-1122

イベント

千厩図書館おはなし会
絵本のよみきかせ、わらべうた
10/28(土)10時30分から

室根図書館

〒029-1201
岩手県一関市室根町折壁字八幡沖345
一関市役所室根支所1階
TEL: 0191-64-3820

花泉図書館

〒029-3205
岩手県一関市花泉町涌津字上三ノ町12
TEL: 0191-82-4939

イベント 花いずみ 昔かたり
花泉語り部の会いずみの里のみなさん
による一関地方の昔ばなし
11/2(木)13時30分から

東山図書館

〒029-0302
岩手県一関市東山町長坂字町335-1
東山地域交流センター1階
TEL: 0191-47-2324

企画展 アートを楽しむ
作って楽しむ、観て楽しむ
アートの本を展示、貸出
11/23(木)まで開催中

川崎図書館

〒029-0202
岩手県一関市川崎町薄衣字諏訪前7-1
TEL: 0191-43-4123

大東図書館

〒029-0523
岩手県一関市大東町摺沢字新右エ門土手12-2
TEL: 0191-75-3541

イベント
豆玩舎(おまけや)ZUNZOのつくってあそび
立体ぬり絵「とびたつトンボ」を作ります
11/4(土)11時から

企画展

来て見て触ってふしぎな鉱物
光る鉱物などを展示
11/23(木)まで開催中

企画展 想像、ふくらむ、
ラジオと読書。
FMあすも連携企画
11/29(水)まで開催中

藤沢図書館

〒029-3405
岩手県一関市藤沢町藤沢字仁郷12-5
藤沢文化センター内
TEL: 0191-63-5088

企画展 藤沢図書館まつり
「ワクドキ★縄文」イベント成果展
11/23(木)まで開催中

主催 一関市立図書館 ホームページ <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/library/>

協賛 一関市博物館・骨寺村荘園交流館(若神子亭)・芦東山記念館・一関市民俗資料館・せんまや街角資料館・石と賢治のミュージアム・大籠キリシタン殉教公園



スタンプラリーMAP

スタンプは市内図書館のほか、
★マークの施設でも押印しています
各施設の開館時間、休館日は各施設へお問い合わせいただくか
一関市ホームページでご確認ください。



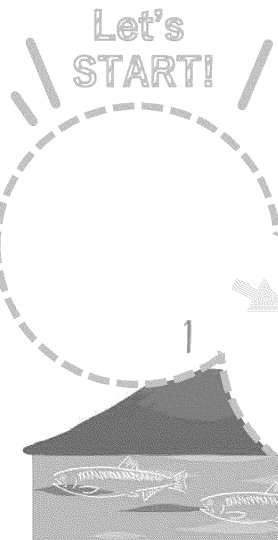
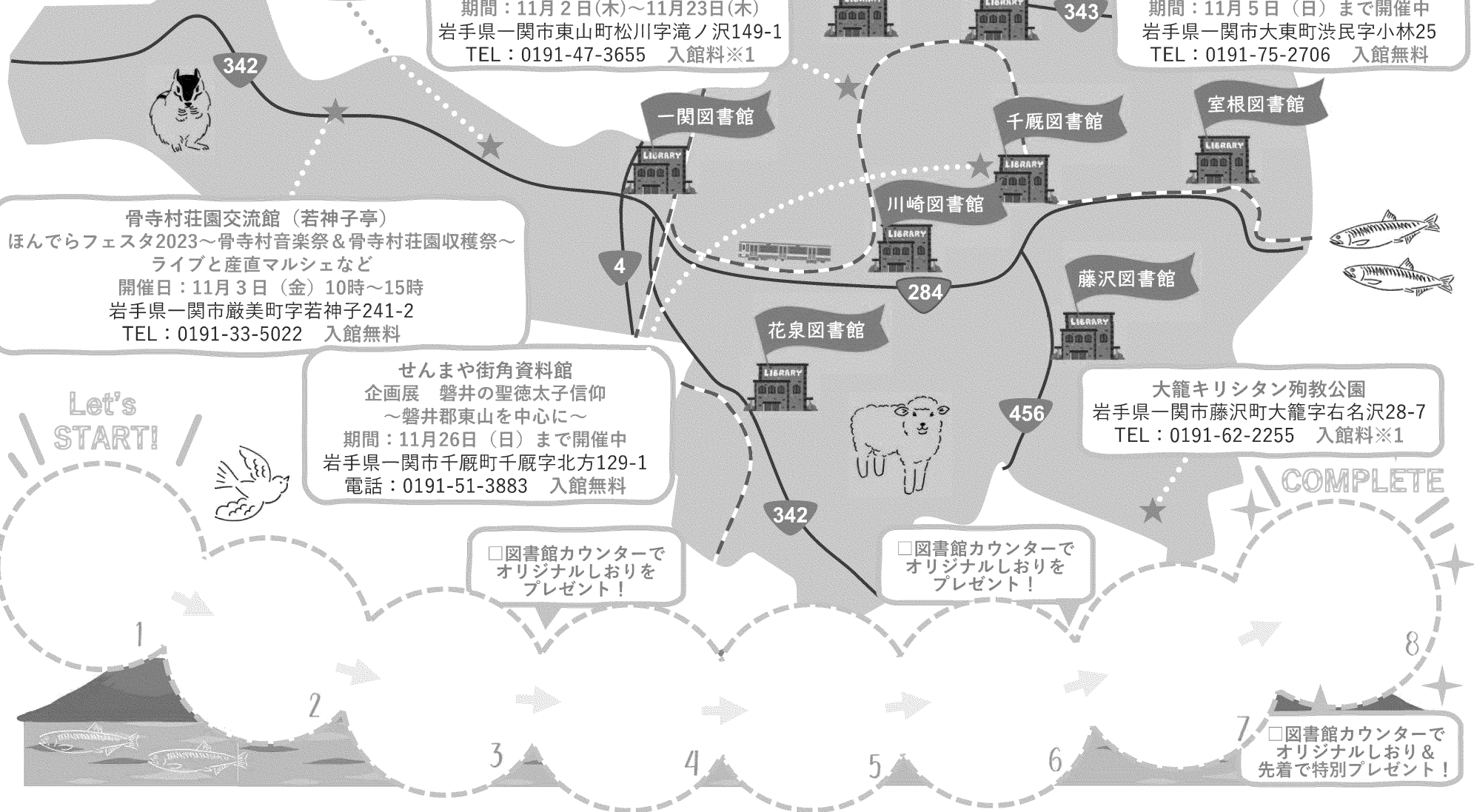
一関市博物館
生誕100年 福井良之助展 後期-油彩画を中心に-
期間：11月1日(水)～11月29日(水)
岩手県一関市巖美町字沖野々215-1
TEL：0191-29-3180 入館料※1

入館料※1 中学生以下および
65歳以上の一関市民の方は無料です。

石と賢治のミュージアム
宮沢賢治作品と鉱物 ③銀河鉄道の夜
期間：11月2日(木)～11月23日(木)
岩手県一関市東山町松川字滝ノ沢149-1
TEL：0191-47-3655 入館料※1

芦東山記念館
特別展②描かれた芦東山
期間：12月10日(日)まで開催中
岩手県一関市大東町渋民字伊勢堂71-17
TEL：0191-75-3861 入館料※1

一関市民俗資料館
民俗芸能記録映像「秋の上映まつり」
期間：11月5日(日)まで開催中
岩手県一関市大東町渋民字小林25
TEL：0191-75-2706 入館無料



COMPLETE

図書館カウンターで
オリジナルしおりを
プレゼント!

図書館カウンターで
オリジナルしおりを
プレゼント!

図書館カウンターで
オリジナルしおり&
先着で特別プレゼント!